

## 令和元年第3回知内町議会定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 令和元年9月25日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和元年9月25日（水） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和元年9月25日（水） 午後10時30分

### ◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	山 田 顕 人
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 3番 笠松悦子 7番 花井泰子

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副 町	長	大野 樹
総務企画課長		小田島伸二
生活福祉課長		鳴海英人
生活福祉課主幹		永田吉雄
税務会計課長		佐藤辰治
産業振興課長兼 ものづくり推進係長		西野俊一
まちづくり政策室長		三原 知 明
建設水道課長		佐藤和人
教 育 長		本間茂裕
学校教育課長		帰山亮一
社会教育課長		松本泰行
知内高等学校事務長		長谷川将之
学校給食センター長		(帰山亮一)
代表監査委員		西内貞治

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 永 茂
議事係長	筒井俊介

## 令和元年第3回知内町議会定例会議事日程

(第2号)

令和元年9月25日(火) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3番、笠松悦子君、7番、花井泰子君
第 2	議案第11号	知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
第 3	議案第12号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 4	議案第13号	知内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
第 5	議案第14号	知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第15号	知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について
第 7	報告第1号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 8	報告第2号	株式会社スリーエスの業務報告について
第 9	報告第3号	平成30年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について
第10	認定第1号	平成30年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第11	認定第2号	平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第12	認定第3号	平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第13	認定第4号	平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第14	認定第5号	平成30年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第15	認定第6号	平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第16	認定第7号	平成30年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
		認定第1号から認定第7号までの7議案 一括決算審査特別委員会(付託質疑)

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和元年第3回定例会の2日目にお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
只今の出席議員数は、10人です。  
定足数に達していますので、会議は成立します。  
これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、笠松悦子君及び7番、花井泰子君を指名します。

---

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に、昨日、議案第10号、『平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について』の議案の一部に記載漏れがありましたので、建設水道課長から説明の上、求めます。  
建設水道課長。

### ◎ 建設水道課長（佐藤和人）

大変申し訳ありませんが、議案第10号、平成31年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）をお開きください。1ページをお開きください。昨日ご説明致しましたことに、ちょっと記載漏れがありましたので、再度ご説明致しますのでよろしくお願い致します。

資本的収入及び支出、第3条であります。予算第4条の本文括弧書中に『「資本的支出額に対し不足する額3,819万3千円」を「資本的支出額に対し不足する額4,154万2千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,744万7千円」を「過年度分損益勘定留保資金3,079万6千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のように定める。』が記載漏れでありました。これは次のページ、2ページをお開きください。これは2ページ、1節移設補償金の国道228号線湯の里配水管布設工事に伴う、移設補償金減額に伴う344万9千円を水道会計に振り替えるものであります。大変申し訳ありませんでした。

### ◎ 議長（伊藤政博）

以上、建設水道課長から説明がありました。

質問があれば、特に許したいと思いますが、質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、そのように取り扱うことと致します。

---

## ● 議案第11号 知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第11号、『知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第11号、知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。この件につきましては、説明資料見出しナンバー1の1ページをご覧ください。総務企画課の1ページになります。ここに条例の概要を記載しております。そこで、1の提案の理由についてありますが、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するとともに関係条例の一部を改正するものであります。施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行することになりますが、条例の詳細な内容につきましては、総務企画課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

それでは、私の方から補足して説明を申し上げます。基本的な考え方につきましては、今、副町長からご説明したとおりなんですけれども、地方公務員の臨時・非常勤職員と言いますのは、平成28年度の数字ですけれども、全国で64万人と増加してございます。また、教育・子育て等、様々な分野で活躍されておりますことから、地方行政の重要な担い手となっております。このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められておりますので、地方公務員法と地方自治法の一部が改正されてございます。改正の内容は、一般職の会計年度任用職員制度というものを新たに創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職・非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行いまして、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものでございます。合わせて会計年度任用職員につきましては、期末手当と各種の手当の支給を可能とするものでございます。議案の1ページ目でございます。1条は、この条例の主旨でございますけれども、第2条で、フルタイムとパートタイムの区分してございます。フルタイム職員というのは、職員と同様に週40時間勤務が条件となっております。条例の第3条では、会計年度任用職員に対し給料の他、各種の手当を支給する内容となっております。第4条では、フルタイム会計年度任用職員に対する給料の額を定めてございます。職員の給料表を準用することと致しまして、この議案の8ページ、第1表をご覧くださいますと、第4条関係の別表第1でございます。会計年度任用職員の給料表ということで、一般の事務補助の方々はこの職員と同じ給料表の1級の1号から31号俸を適用するというところでございます。現在の給料表では、1号俸は14万4,100円、31号俸は19万700円となっております。更に2級と致しまして、現業・教育職（特殊な免許・資格を有する方）の任用も想定してございます。こちらの方

は、2級の1号俸から63号俸までということで、現在の給料表では、2級の1号俸は19万4千円、63号俸は28万円となっております。条例の方に戻っていただきまして、第9条では、期末手当の支給を規定してございます。職員と同様に6月は1.3ヶ月、12月の支給分は1.3ヶ月を支給するものでございます。更に14条から25条まではパートタイム会計年度任用職員に対する報酬、期末手当、費用弁償の支給について規定してございます。報酬の額はフルタイム職員に対する1週間のパートタイム勤務の時間の割合によって定めるという内容になってございます。議案8ページ目の附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行致します。なお、現在、庁舎内の各課、教育委員会で12名の臨時職員に勤務をいただいております。この方々、当然、新しい制度の中で公募致しますけれども、12名の方々は会計年度任用職員、特にフルタイムの会計年度任用職員として来年4月1日から任用するということを想定してございます。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、木村君。

◎ 5番（木村 一）

今、条例改正になって現行の役場職員の事業管理費が全体100とした場合に、どのくらい上がるの。制度的には。任用、来年度から施行された時に、当然、事業管理費上がってくると思うんだよ。人件費。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

先ほど、第8ページ目で任用する職員の給料表の適用についてご説明致しました。今、先ほどご説明致しましたとおり、12名の方々、臨時的に勤務をいただいで、ただその中では町の特例として準職員ということで相当な勤務年数で、それなりに少しずつなんですけど、給料も上がっていきますので、そのような方々の範囲内で給料表を定めるということなんですけども、今、想定してございますのは、今の方々の臨時職員が会計年度任用職員となった場合にも大体今の現行の賃金水準から若干増えるということで、それほど大きな増は想定してございませぬけれども、来年、例えば今居る方が、来年もし引き続き臨時職員として任用されていた場合に、当初どのくらいの賃金になっていたであろうということも想定しながら、この給料表の中で運用していこうということで想定してございます。ですので、特にこの制度の導入によって新たに給料水準が引き上がるだとか、逆に下がるだとか、そういうことは想定してございませぬ。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

課長の説明で何か逆にわかりずらくなってしまったなと思ってるんですけども。ただ、今回のこれで、フルタイムもパートタイムも統一の名称になったってということなんですけども。

特にフルタイムはいいんですけども、パートタイムの部分についてですね、うちの町の方の役場の関係で、そういう形のものは実際に機能する形になるのかどうか。パートタイムの人をですね、ある程度の期間、募集するとかという、そういう形のものにはきちっと町内の方々に説明出来るような形に持っていくことは出来るんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

先ほどの、庁舎内にいらっしゃる12名の他に、特別支援教育支援員の方々、ただこの方々も職員と同様のフルタイムで勤務されている方も何人かいらっしゃいます。あとその他にパートタイムで想定されるのは、例えばプールの監視人の方ですとか、例えば庁舎の掃除されてる臨時的な、臨時の職員の方々いらっしゃいますけれども、その方は基本的には今、委託ということで会計年度任用職員ではなくて、委託料としてお支払いするという方向性で想定をしております。ただ、一部今、ご質問ありましたプールの監視の方だとか、パートタイムの会計年度任用職員として公募して任用していくということも想定されております。会計年度任用職員と言いますのは、先ほどの地方公務員法と地方自治法の運用の中で定められておりますので、当然、公募をして地方公務員としての一定の、例えば守秘義務ですとか、フルタイムの方は兼業の禁止ですとか、アルバイトをしてはいけませんよとか、いろいろ公務員と同等のいろんな責務を負うということになります。ただ、その分、パートタイムの方々は兼業の禁止だとか、その辺の制限はされておられませんので、地位の違いは若干ございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

大体わかったんですけども、私が懸念するのはパートタイムの部分ですね。その方々がもし採用されるという形になると、やっぱり時間的なものがきちっとした申告だとか、管理だとか、きちっと把握出来るのかなって、そういう部分で。タイムカードとか、きちっと整備したりするんだらうと思うけども。そこにちょっと懸念があるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

パートタイムの会計年度任用職員の今度は給料ではなくて報酬という形になるんですけども、きちんとそれはフルタイムの1週間当たりの勤務時間を想定した、それを基準としてきちんと割合で算出するという条例になってございます。ただ、現行で今、賃金でお支払いしておりますけれども、そちらの方はそれぞれの施設の担当係長、課長の方で勤務実態きちんと把握をして、例えば時間外発生すれば当初は例えばその日4時間勤務の予定だったものが、何らかの都合で6時間になった場合に、きちんと2時間分の時間外勤務手当も賃金としてお支払いしておりますので、時間管理はこれまで同様に厳格に対応出来ると考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

課長の説明で大体わかったんですが、フルタイムで、今年度は要するに、今の来年度から始まる条例に合わない方達が働いてますよね。来年度から新たに今度公募という形で任用、職員を公募する訳です。そうすると、今現在働いている部署で居る方が来年度公募して入って同じ部署にいる場合、例えば6月の期末手当は4月から入るとなれば、3ヶ月しかありませんので、それは6月の期末手当はいただけないという形になるのか、それともこの9条で言うような形で前年度から引き続き働いているということで、6月のボーナスが対応になるかということをお聞きしたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今回の会計年度任用職員の異動につきまして、引き続き勤務されている方、公募は致しませんが、引き続き任用された方につきましては、例えば6月の勤務はもう既に6ヶ月以上勤務しているとみなしまして、ここの規定にございます6月1. 3ヶ月、12月は1. 3ヶ月ということで、きちっと期末手当は全てと言いますか、お支払いされるような条例となつてございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと確認なんですけども、フルタイムで出てる職員、更にはパートの職員。これ全部こういう該当者は希望を取ってどっちにするかって本人が決めることになるの。それとも町の方で全部これらの対応は、町が決めるということになるの。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

先ほどから何度かご説明申し上げておりますとおり、フルタイムで今、勤務されている臨時職員の方、12名いらっしゃいます。その他にパートタイムでいろんな勤務も想定されてございますけれども、公募は当然このような町の業務に対して応募される方ということで公募致しますので、それはそれぞれのフルタイム、パートタイムにそれぞれの町民の方々が応募していただくという形になりますので、町がこの方はフルタイム、この方はパートタイムというような選別するような選定の仕方にはなりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

例えば、パートタイムの方がフルタイムを希望したらということは、それはまずあり得ないということですね。公募する段階で、パートタイムに出ている職員の方がフルタイムになるということはまず考えられないということだね。それとですね、以前にもちょっと触れたことあるんですが、以前はパートで1日2時間から4時間の間でパートずっとやってたのが、いつの間にか準職員になってる。この制度が出来た段階で、その辺の見直しというのは出来るんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

この条例及び地方公務員の名称にもありますとおり、会計年度任用職員ということになります。あくまでも1年、1年、その会計年度の任用という職員になりますので、それは会計年度任用職員のいろんなご都合で途中で辞められる方、もしいらっしゃった場合に補充だとかということは想定されますけども、現行では1年、1年の任用ということを想定してございます。それで以前、今、ご質問のありましたとおり、臨時職員から町の独自の制度でございます準職員ということはあったんですけれども、今回、来年4月以降全て会計年度任用職員ということで、準職員という制度は完全に廃止されますので、そのような中途等の移行ということは想定されてございません。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

これで終わりますが、以前にそういう形でずっとやってきて途中で職が変わってきた。今だから見直せる時期じゃないの。今までずっとね、パートタイムでやってきたんですよ。それが今、フルタイムで臨時職員から準職員になってきた。非常に我々見て不合理な、この制度が出来た時点でその辺の見直しをするべきだと思うんですが、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

大変失礼致しました。今、先ほどご説明を致しました12名の臨時職員の方々、基本的にはフルタイムで勤務をいただいております。会計年度任用職員の制度の導入後も基本的にフルタイムということを想定してございましたけれども、ただ、今、ご質問いただきましたとおり勤務の実態に応じてパートタイムの任用の職員の方で対応出来る可能性がないのかどうか、再度調査をしながら、もしパートタイムでも勤務いただける実態にあるとすれば、そのような任用の仕方に改めるということを調整させていただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。



---

● 議案第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第12号、『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第12号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものでございます。次のページです。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。先ほど議決をいただきました会計年度任用職員の関係する条例の制定に伴いまして、臨時職員の規定を会計年度任用職員と文言を読み替える必要がございましたので、その関係条例の整備でございます。第1条は、定数条例の一部改正でございますけれども、雇用人及び嘱託を含む、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者という規定がございましたけれども、それは定数外とする規定でございましたけれども、定数条例に規定する職員から除外することとしておりますが、その文言を臨時的に任用される職員というふうに変更するものでございます。なお、補足を致しますと、会計年度任用職員というのはその名称が示すとおり、あくまで1年、1年の年度雇用職員ということでございますので、無期雇用ではないため、職員定数には含まれない定数外の職員となります。更に第2条では、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、第2条で地方公務員法を引用してございますけれども、地方公務員法の一部改正により引用条文が第22条に変更となり、更に地方公務員法にあった条件附の漢字でございます。ごととへんのない漢字となつてございますので、対応する変更でございます。以下、第3条から第14条まで会計年度任用職員の導入に伴いまして、臨時職員という規定を会計年度任用職員へと文言を改めるものでございます。なお、第4ページ、当初、第15条ということで、改正の必要のない条文を盛り込み、紙を貼って訂正させていただきました。大変申し訳ございませんでした。なお、附則と致しまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第13号 知内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第4、議案第13号、『知内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(鳴海英人)

それではご説明致します。議案第13号、知内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。知内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。次のページです。知内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。知内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。今回の条例改正の概要ですが、説明資料の見出し番号3、生活福祉課の1ページをお願い致します。改正の根拠ですが、平成31年4月17日公布、令和元年11月5日施行の住民基本台帳法施行令等の一部改正によるものです。今回の改正は、社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増加している中で、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、これまで累次にわたり閣議決定されてきた住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするものです。次のページには新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。議案に戻りまして、附則ですが、施行期日としまして、この条例は、令和元年11月5日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番(谷口康之)

今、課長の説明で女性の社会進出のことだと思うんですけども。普通であれば結婚されると旦那さんの名前の方が変わるといんですけども。これが、女性の方が今、そういう形で社会進出で活躍するということになりますと、やはり判子の部分で、今まで旧姓で、役場に来てそういう形で申請すれば簡単にやれるという形で理解して宜しいんですか。

◎ 議長(伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(鳴海英人)

ご説明致します。あくまでも本人の希望によってですね、住民票だったり、個人番号カードだったり、印鑑証明に旧氏を記載してくださいという部分にチェックを入れていただくと、それが登録が可能だということ。ただ、その旧氏を表示するにあたってその本人が旧姓から現在の姓までの戸籍抄本、戸籍謄本、全て揃えて申請するという形。それで町の方に登録されるという形になります。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

なかなか難しい。そしたら、そういう形で相談に来た場合は、きちっとした対応は生活福祉課でやってもらうということで、理解して宜しいんですね。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

うちの戸籍係の方で対応致します。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第14号 知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第14号、『知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第14号、知内町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

知内町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。次のページをお開きください。

第7条第1項中の「指定」を「規定による指定（法第25条の3の2第1項の指定更新を含む。）」に改める。

第31条第1項（3）中の「10,000円」の次に「（法第25条の3の2第1項の指定

更新を除く。)」を加える。に改正するものであります。これは国において人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足の水道の直面する課題に対応し、水道基盤の強化を図るために平成30年に水道法の一部を改正する法律を制定しております。今回、この法律の中で指定給水装置工事事業者の支出の工事や、実態とのかい離を防止するために指定給水装置工事事業者の指定に、新たに更新制を導入の改正を行ったことによる条例の改正であります。この更新制は5年ごとの更新になっております。詳細につきましては、建設水道課説明資料見出しナンバー5、1ページの新旧対照表をご参照ください。ちなみに町内に現在登録のあります指定給水装置事業者は18社になっております。

附則と致しまして、この条例は、令和元年10月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ● 議案第15号 知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第6、議案第15号、『知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

#### ◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長 (西野俊一)

議案第15号、知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。1としまして、公の施設の名称、知内町健康保養センター。2としまして、指定管理者の名称、社会福祉法人江差福祉会。3としまして、指定期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。ということであります。以上です。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ● 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第7、報告第1号、『財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について』を議題とします。

報告内容についての説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長(小田島伸二)

報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づき算定したそれぞれの比率について、監査委員の審査意見を付して、別紙のとおり報告するものでございます。

次のページです。健全化判断比率の内、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては一般会計、特別会計が黒字決算となっておりますので、比率の記載はございません。実質公債費比率は13.1%となっております。昨年度の12.8%に比べ、0.3ポイントの増となっております。また、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回っておりますので、比率の記載はございません。次に資金不足比率ですが、各会計とも不足比率の記載はございません。なお、次のページからは監査委員の審査意見を添付してございますのでご覧いただきたいと思っております。説明は以上です。よろしくお願い致します。

### ◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりました。

報告の案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、報告第1号は、これで終わります。

---

## ● 報告第2号 株式会社スリーエスの業務報告について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、報告第2号、『株式会社スリーエスの業務報告について』を議題とします。  
報告内容の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

報告第2号、株式会社スリーエスの業務報告についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社スリーエスの平成30年度収支決算に関して、別紙のとおり報告するものでございます。2ページ以降に決算報告書を添付してございますけれども、かいつまんでご説明を申し上げます。

2ページ目の損益計算書でございます。純売上高につきましては、業務委託売上高が1億3,897万3千円、商品売上高が2,506万4千円、入浴券売上高が1,412万1千円、宿泊等売上高が2,383万3千円、これに販売手数料として売上を加えまして、合計が2億366万円となっております。一方、売上原価は3,117万9千円となっております。差し引いた売上総利益は1億7,248万6千円となっております。更に販売費及び一般管理費は1億7,156万3千円で、営業利益に営業外収益を加えた営業外費用を差引いた経常利益は85万4千円となっております。何とか黒字は維持出来たものの、物産館の売り上げが前年比270万8千円の減。これは三洋食品さんの商品が販売停止等の影響もあったようでございます。と、こもれば温泉の赤字幅の拡大。赤字幅は前年に比べて153万3千円の赤字が拡大してございます。29年度の経常利益326万円に対し、黒字幅が相当減少してございます。内訳につきましては、記載してございませんけれども、物産館を含めた本部利益が691万9千円の黒字、こもれば温泉が689万3千円の赤字、青少年交流センターが145万5千円の黒字、警備業が62万7千円の赤字となっております。説明は以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりました。

報告の案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、報告第2号は、これで終わります。

---

● 報告第3号 平成30年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、報告第3号、『平成30年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題とします。

報告内容の説明を、教育長に登壇の上、説明を求めます。

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

報告第3号、平成30年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について。

地方教育行政の組織運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成30年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、別紙のとおり報告致します。

それでは、お手元の資料をもって報告申し上げます。

まず、1ページから4ページにかけましては、平成30年度教育委員会議開催状況についてまとめてございます。平成30年度は1ページ、第2回における議案第1号、平成30年度奨学生の決定についての審議を始め、2ページ、第5回における議案第1号、平成31年度から使用する中学校用「特別の教科道徳」の教科書採択についての審議の他、同じく2ページ、第6回における協議第1号、知内町スポーツ振興計画の策定についての審議等、各種議件に取り組んで参りました。

続いて、5ページから6ページにかけましては、教育委員会が委嘱しています委員会・協議会の活動につきましてまとめてございます。2点について説明申し上げます。1点目は5ページ、最上段の学校運営協議会でございます。年度当初の経営方針の承認に始まり、定期的に協議会が開催され、地域ぐるみで各園、学校の教育活動を支えております。また、連絡会議を開催しまして、町内6校の協議会が情報交換や研修を通じて交流を図っているところでございます。2点目は6ページ、下から2番目、英語教育推進協議会であります。この委員会におきましては、本町の英語教育の充実、発展を目指し、小・中・高が協働して研究活動にあたっております。なお、平成30年度におきましては新学習指導要領の実施に向けた準備活動を目標に研究活動を進めて参りました。引き続き8ページ、9ページ、10ページは学校教育、社会教育、社会体育の推進ポイントをそれぞれまとめたリーフレットでございます。それでは14ページ以降の平成30年度知内町教育行政重点推進事業の評価について説明を申し上げます。まず15ページをご覧ください。評価の総括と致しまして、3つの領域にわたります52の基本施策についての総合評価を一覧表にしてございます。その内、何点かのみ説明を申し上げます。大変見づらいことと存じますが、シート右方の番号にご注目をください。まず学校教育につきまして、16ページ、シート番号1番、基本施策1、基礎的な知識・技術の習得等につきましては、自分で計画を立てて勉強する生徒が増加傾向にはありますが、自分には良いところがあると答えた児童・生徒が前年度より若干減少する等、家庭との連携の下、引き続き、教育活動全体の中で自己肯定感を高める取り組みの必要性を確認し、B評価と致しました。同じく18ページ、シート番号5番、基本施策5、特別支援教育の取り組みにつきましては、29年度より合理的配慮協力員1名を学校教育課に配置し、各園、学校への定期訪問、要請訪問を行っております。また特別支援教育協議会を中心に合同学習や情報交換も計画通り行われ、教育支援会議では就学前、就学後の支援体制について適切に協議、調整が行われていることから、A評価と致しました。同じく19ページ、シート番号7番、基本施策7、町立高校の質の確保と信頼性の向上につきましては、生徒の学校満足度、入学者数の状況等も堅調であり、教育課程の見直し、異校種間連携等、計画的な学校改善が進展していることから、A評価と致しました。同じく20ページ、シート番号9番の基本施策9、読書環境の整備と読書に親しむ活動の推進につきましては、読書習慣が身につけてない児童・生徒の割合が改善傾向にあるとともに、学校・家庭の連携の下、読書感想文・読書感想画については、全ての児童・生徒が応募していることや、図書ボランティアの活動が活発化していることを踏まえ、A評価と致しました。また21ページ、下段、シート番号12番、

基本施策3、いじめ防止、きめ細やかな生徒指導の対応につきましては、スマートフォンの所有率が急速に高まる中、今後も引き続き、スマホ・メディアルールの周知浸透や不登校を始めスクールカウンセラー等と連携した予防・開発的な取り組みが必要であることから、B評価と致しました。次に社会教育について報告申し上げます。25ページ、シート番号19番、基本施策1、社会教育委員会議につきましては、「人を町に呼び込むために」をテーマに「まちづくりカフェ」を開催する等、幅広い年齢層の皆さんが、まちづくりについて語り合える機会を持つことが出来ました。また、そのための社会教育委員による研修や事前協議が活発に行われましたので、A評価と致しました。また、27ページ、シート番号24番、基本事業3、幼児家庭教育支援事業では、家庭教育講演会を開催する等、参加者である若い母親達が主体的な事業運営に努め、交流を図っておりますことから、A評価とし、今後も支援をして参ります。次に飛びまして、36ページをお開きください。シート番号41番、基本施策4、職員の外部派遣による運動やスポーツ指導につきましては、幼児から高齢者に至るまで目的やニーズに応える指導支援を計画通り達成出来たことから、A評価と致しました。同じく41ページ、シート番号49番、基本施策2、スポーツ交流の実践につきましては、渡島西部四町をはじめ管内・町内での各種スポーツ事業によって町民同士の交流や地域間交流が達成されていますことから、A評価と致しました。最後に15ページにお戻りください。3つの領域、52の基本施策の内、2つの施策が総合評価Bとなっております。それらにつきましては、平成31年度の強化ポイントとして現在、各園・学校と連携して取り組んでいるところであります。また、総合評価がAであっても評価の細項目でB評価がついている施策もございます。総合評価に甘んじることなく、具体的な課題に留意しながら改善に勤めて参ります。今後におきましても、引き続き、客観性を担保した評価に努め、教育行政の充実を図って参ります。以上、概要について申し上げます。お手元の報告書をもって、平成30年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりました。

報告案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑ございませんか。

8番、山田君。

◎ 8 番 (山田顕人)

15ページですか、最後のところなんですけども、いじめ防止ときめ細やかな生徒指導がBになってるということでもありますけれども、実際、いじめっていうのはあったんでしょうか。なかったんでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

年に2回ですね、いじめアンケート調査を実施をしております。その中で現在2年前からいじめアンケートの様式が変わりまして、いじめという言葉が今、使われておりませんで、嫌な思い、嫌な行為という言葉に置き換えられております。そのことは、いじめの初期段階において状況をしっかり把握するという主旨でございます。各学校では、2度のいじめアン



ケートの調査結果をもとにですね、もし嫌な思いをしている、あるいはそういうことを見たことあるとした場合については、当該の児童・生徒から聞き取りを行いまして、速やかな対処をしているところであります。いじめの案件があったという報告につきましては、私どもは受けておりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

あのですね、不登校の子ども達は今、いらっしゃるんでしょうか。把握してる点があれば教えていただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

不登校生徒につきましては、現在、本町にも生徒の中に不登校状態の生徒はおります。詳細については、個人的な情報もございましてので申しあげられませんが、小学校・中学校・高等学校にそれぞれ在籍をしております。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

わかりました。それで、それに対する対処の方法とか、どのような状態を持ってるんでしょうか。教育委員会としては。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

まず一番大切なことは、そういうような状況に陥る前に予防する。あるいは初期の対応をするということが大事だというふうに考えております。私どもと学校との関係では、毎月定期的にそういう生徒が居ないか、あるいは不登校になる前の準不登校状態の児童・生徒が居ないか定期的に情報交換を、まず行っております。必要な時には、校長先生や教頭先生と私どもの方で面談を行う等の対処をしております。それから学校の方でもですね、学校の教育相談体制を先ほどシートの説明でも申し上げましたけれども、非常勤のスクールカウンセラーが定期的に参りますので、専門職であるスクールカウンセラーとも協議の上、子ども、お子さんや保護者の対応に努めているところでございます。ただ、不登校の状況につきましては個別によって、個別でかなり内容等が違います。そういう現状がありますので、画一的な対応は、なかなか難しいかなと。ただ、粘り強い指導、支援に心掛けております。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

わかりました。やはり粘り強く支援、後押しをして続けていっていただきたいなと思います。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

2番、成澤君。

◎ 2 番（成澤五郎）

報告の後半というか、最後の部分にあたると思いますが、スポーツ交流の報告についてございました。これは先月、道内から、また東北各地から知内に高校野球のチームが10チーム近い数だったと思いますが、やって参りました。とても町内が賑わって、また球場でも熱戦が繰り広げられて、私もそれを応援に行った一人でございますけども、その野球終わった後ですね、あるチームがこもれば温泉に参りました。事前に30名程の方々、生徒、指導者が参った訳で、夕方の5時近い時間だったと思いますが、我々、入浴してましたら職員の方が来まして、これから5時ぐらいというと、だいぶ減ってる時間帯ですね。これから生徒さん達が15名程ずつ、分けて入浴に来ますので、よろしくお願ひします。こういう職員が丁寧に我々に説明に来られまして、とても好感持てました。その後、生徒が15名程入って来たんですが、続けて入って来ましたので一番最後の子がですね、自分が最後と思わずにドアを閉めるのを忘れて入って来て、ほんの4秒、5秒ぐらいだったと思うんですが、入浴室に入ってくるドアが開いてたんです。それを見てですね、着替えしてたある町民がもの凄い勢いで、剣幕で「おまえら、こんなドア開けっ放しで、何やってるんだ」というですね、こういう怒りに震えるような形で指摘しました。浴室の中、生徒達は凍ったようにシーンとなったんです。私はそのドアを閉めてから生徒達に、こういうことをマナーとして指摘する人も当然居るんで注意しよう。しかし、このことは別として町民は皆さんのことを「大歓迎しますよ」とこういう話をしたら、その凍りついたような状況が解消して、和気藹々と湯船に浸かっておりましたけども。私はこの光景を見た時に、やはりスポーツ交流、とても町内にとっては宿泊、買い物、もちろん熱戦含めて有益な事業である訳ですので、町民にですね、もっと広くその辺の理解を得るような努力をしていただきたい、こう思いますが如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

貴重な情報ありがとうございます。まず、各チームはここに合宿ですので、やはりいろんな意味で勉強に来てることですので、やはりグラウンドでのプレーは勿論のこと、それ以外の生活の部分もですね、しっかり正して、自分を高めてお帰りいただくということを、参加チームにもまず呼びかけていきたいというふうに思っております。それからこの事業につきましては、渡島四町で行われているモデル事業の一つとして行われております。そういった観点からもですね、より広報活動をしっかり行いまして、町民の皆様のご理解をいただくように努力をして参りたいというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

一言、感想と言いましょうか、今回の教育委員会がまとめたこの中身、本当に詳しくまと

めてもらって、社会教育・学校教育、両方とも、本当に何をしてきたかということが一目瞭然というふうにわかりました。こういうことをしながら次の段階へと問題点も見ながら進んでいくんだろうなというふうに認識を新たにしました。本当にご苦労様でした。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで報告第3号は終わります。

- 
- 認定第1号 平成30年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第2号 平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第3号 平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第4号 平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第5号 平成30年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第6号 平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第7号 平成30年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、認定第1号から、日程第16、認定第7号までの7議案は、いずれも決算認定議案でありますので、一括議題とします。

本件については、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた議員全員による各会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与し、これに付託の上、審査することにしたいが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員を除く議員全員による各会計決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に平成30年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に松井盛泰君、副委員長に谷口康之君が選任されました。

これで報告を終わります。

お諮りします。委員会審査のため、9月26日を休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、9月26日を休会にすることに決定致しました。

---

●散会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日の会議は、これで散会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定致しました。

本日はこれで散会します。

どうもご苦勞様でした。

（ 散会 午前10時30分 ）